

随時監査（工事監査）の結果の公表について

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査（工事監査）の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成18年11月6日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	大 松 桂 右
同	田 中 裕 子

記

1 随時監査（工事監査）対象工事

第1回工事監査

平成17年度小阪合排水区第20工区下水道工事

2 監査の結果

別紙のとおり

3 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

4 その他

監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 仲村晃義様
八尾市議会議員 林洋雄様

八尾市監査委員 西浦昭夫
同 北山諒一
同 大松桂右
同 田中裕子

随時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査(工事監査)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施日及び対象工事

第1回工事監査

実施日 平成18年7月11日

対象工事 平成17年度小阪合排水区第20工区下水道工事

2 監査の目的及び着眼点

工事が関係法令等にのっとり適正かつ合理的に行われているかどうかを主眼として、関係図書類及び現地での施工状況を審査し、また担当職員から執行状況の説明を聴取するなどの方法で実施した。

なお、実施にあたっては、(社)大阪技術振興協会に委託し、同協会技術士作成の工事技術調査報告書を参考にした。

3 監査の結果

工事の実施について、契約関係書類及び設計図書等の処理並びに工事施工管理及び現場施工状況は、おおむね適正に執行されていたが、一部の事項について、注意又は検討を要するものが見受けられた。

今後は、これらに十分留意し、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として改善措置を講じたときは遅滞なく通知されたい。

【下水道建設課】平成17年度小阪合排水区第20工区下水道工事

1 工事の概要

- (1) 工事場所：八尾市曙川東6丁目地内
- (2) 工事目的：曙川東6丁目地区の雨水及び汚水の排除を目的とし、当該地区の浸水解消を図るとともに水洗化を促進し生活環境の改善向上を図ること。
- (3) 工事内容：管路施設工 総延長 L=320.05m
 - 管渠工(管径 900mm 泥濃式推進工法) L=280.85m
 - 管渠工(管径 400mm 開削工法) L= 39.20m
 - マンホール工 N= 4 箇所
 - 付帯工 一式
- (4) 工事費：155,296,050 円（消費税込）
- (5) 工事期間：平成17年9月28日 ～ 平成19年2月28日
- (6) 施工業者：株式会社 三栄建設

2 監査の結果

平成18年6月30日現在における本工事の出来高は70%程度であり、ほぼ計画工程通りの進捗である。

推進工事は、残り 17m 程度と最終段階にあり、これまで順調に進んだものと思われる。現時点で全般に目視にて調査した限りにおいては、良好な施工状態であると判断されたが、今後の施工に当たり特に留意が望まれる個々の指摘事項については、下記に示すとおりである。

(1) 設計について

ア 共通仕様書に、品質確保の観点から、コンクリートの使用区分だけでなく、テストハンマーによる強度確認の実施などを追記しておくことが望まれる。

イ 泥濃式推進工法の採用に至った最終段階での決定条件等を分かり易く整理しておくことが望まれる。

(2) 施工について

ア 施工計画書は相当の量であるので、全体を表示する目次を設け内容の見やすいように改善されたい。

イ 作業基地内に発進立坑及び現場事務所があるが、作泥材袋など搬入資材の置き方が粗雑な状態であり、場内の整理整頓に努められたい。

ウ 中間立坑覆工板周りのすりつけ舗装の保守、並びに工事区域内の夜間照明及び注意看板の適切な設置に留意されたい。

エ 作業主任の氏名について、本人の自覚や周知のため見やすい場所での安全掲示板への掲示が望まれる。